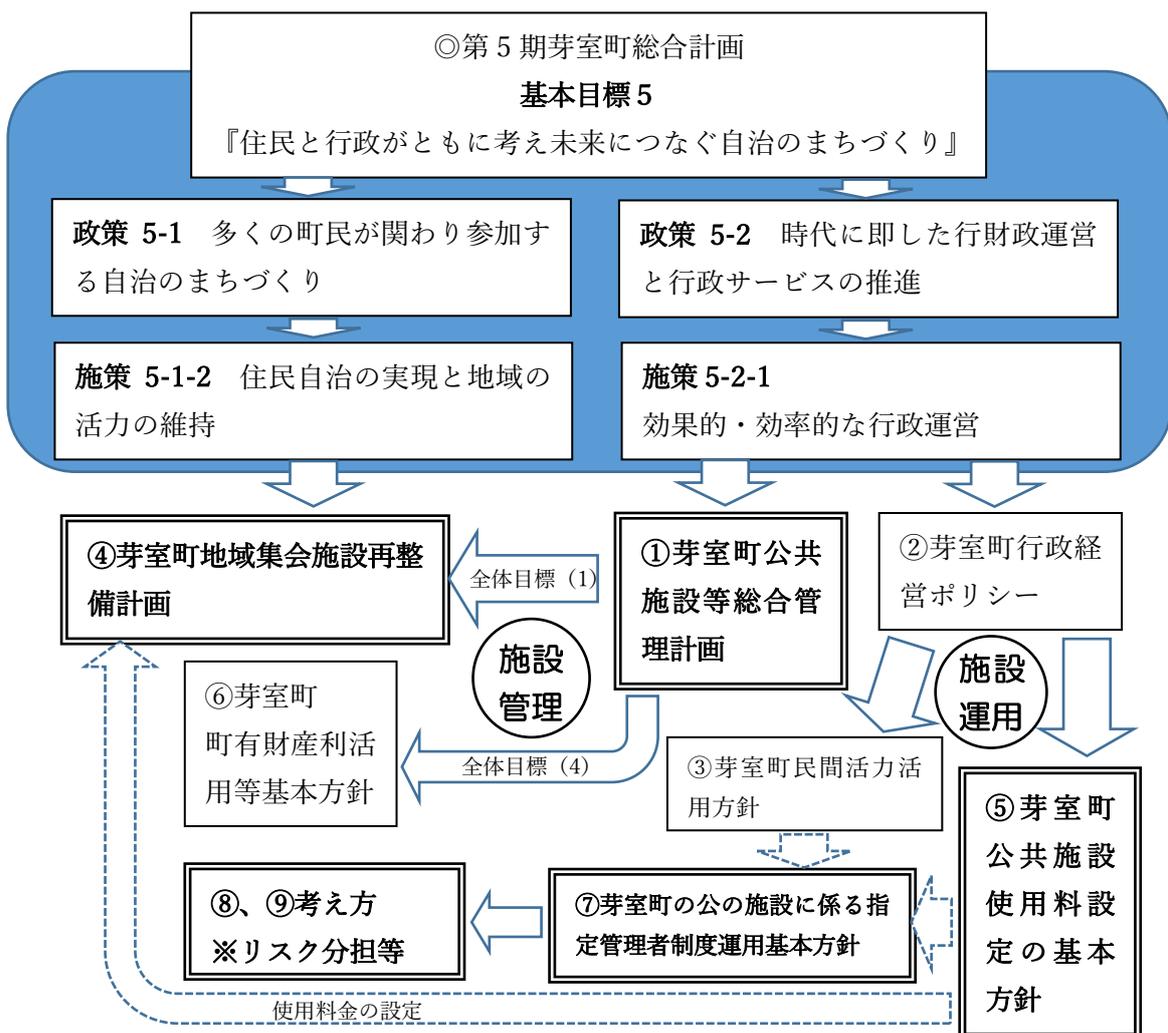


公の施設の維持管理及び運用に関する各種計画等の見直しについて

1. 各種計画等

- ①芽室町公共施設等総合管理計画(平成 29 年 9 月一部改訂)5 年経過
- ②芽室町行政経営ポリシー(令和元年5月)3 年経過
- ③芽室町民間活力活用方針(令和 2 年 4 月)2 年経過
- ④芽室町地域集会施設再整備計画(平成 29 年 11 月)5 年経過
- ⑤芽室町公共施設使用料設定の基本方針(平成 28 年 11 月)6 年経過
- ⑥芽室町町有財産利活用等基本方針(令和 3 年 9 月)1 年経過
- ⑦芽室町の公の施設に係る指定管理者制度運用基本方針(平成 28 年 11 月)6 年経過
- ⑧芽室町の指定管理に係る「指定管理委託料」と「リスク分担」の考え方
(平成 19 年 10 月)15 年経過
- ⑨「指定管理委託に係る燃料費補てん」の考え方(平成 20 年 11 月)14 年経過

2. 各種計画等の位置づけ



3. 各種計画見直しの必要性

策定から5年以上経過する各種計画等については、5年間の実績や関係課ヒアリングを実施し、現計画の点検により見直しの必要性について決定する。

4. 見直し時期

見直しを決定した各種計画については、関連する各種計画と並行して、見直し作業を進め同時期に見直しを行うこととする。また、R5年度予算と関連する使用料設定の考え方(⑤)、民間活用に係る経費の考え方(⑧、⑨)については、R4年12月中に見直しを行うものとし、見直しと関連した関係計画(①、④、⑦)については、R5年3月中に見直しを行うものとする。

芽室町公共施設使用料設定の基本方針

1 基本的な考え方

この基本方針は、第 4 期芽室町総合計画及び第 9 次行政改革大綱に基づき策定されたものであるが、それぞれの計画期間を超えた平成 33 年までを適用期間とする。

また、「芽室町公共施設使用料等適正負担指針（平成 14 年度策定）」及び「芽室町公共施設使用料設定の基本方針（平成 23 年度策定）」については、本基本方針に全面的に置き換えるものとする。

2 使用料見直しの経緯

- (1) 平成 14 年度 「芽室町公共施設使用料等適正負担指針」策定
使用料は、維持管理経費の原則 50%相当額を利用者負担とする旨記載。
- (2) 平成 15 年度 地域集会施設において、維持管理経費の 10%相当を受益者負担とするよう使用料を改定。
- (3) 平成 16 年度 多目的施設、社会体育施設において、維持管理経費の 20%相当を受益者負担とするよう使用料を改定。
- (4) 平成 18 年度 地域集会施設において、維持管理経費の 20%相当を受益者負担とするよう使用料を改定。また、地域活動で利用する場合は、使用料を全額免除とした。
- (5) 平成 19 年度 多目的施設、社会体育施設において、維持管理経費の 25%相当を受益者負担とするよう使用料を改定。また、社会体育施設(3 施設)において、利用促進のため共通回数券を設定した。
- (6) 平成 24 年度 景気低迷や有料化に伴う利用者離れなどを考慮し、地域集会施設・多目的施設、社会体育施設ともに受益者負担の率を維持することとした。

3 受益者負担の考え方

平成 14 年度策定の指針には、「公共施設等を利用する受益者は、サービスに応じた適正な負担をすることが基本となる」と記述しており、受益者負担の原則に沿ってこれまで使用料を改定してきた。また、他の自治体においても、受益者負担の原則に基づき、使用料の引き上げを行ってきたところが多くあるが、そのことにより、次のような傾向があることがわかった。

- (1) 使用料と利用者数は反比例する傾向がある。
- (2) 物価が上昇局面の時は、使用料を値上げしても、従来通り利用することも

考えられるが、上昇局面以外の場合については、利用料の上昇分を負担することが難しい。

芽室町においては、過去の傾向からも、現在の使用料の水準を超えると、利用者数が大きく減少する可能性が極めて高い。

公共施設は、健康の増進、地域コミュニティの活性化、生活文化の向上等それぞれ目的をもって設置しており、利用者が大きく減少することは、施設設置の目的を達成できなくなる可能性が高い。また、利用者数が減少することにより、利用料金の合計が減り、利用料金で維持管理経費を賄うという考えから逆行することになる。

4 公共施設管理経費算定の考え方

施設利用者が負担する管理経費の範囲は、施設の管理者が最適な管理と最大の利用促進に努めることを基本に、通常管理に要するコストを基本とし、管理運営のための消耗品費・光熱水費・委託料・日常の修繕に要する経費（大規模改修費・耐震診断費等特別なものは含まない）等とする。

本町における公共施設を目的別に分類すると次のようになる。

区 分	施 設 名
地域集会施設	生活館(2) 地域福祉館(17) 生活改善センター(1) コミュニティセンター(3) 老人憩いの家(1) 児童館(2) 農業研修センター(3) 林業研修センター(1) 上美生農村環境改善センター 東工産業振興センター
多目的施設	中央公民館 めむろ駅前プラザ 勤労青少年ホーム ふれあい交流館2階 集団研修施設 ふるさと交流センター
社会体育施設	有料公園施設（野球場・庭球場・アーチェリー場・運動広場） 総合体育館 温水プール 健康プラザ サッカー場

※（ ）の数字は施設数

5 適正な利用者負担割合

受益者負担を原則としながらも、設置目的に沿って施設を活用することが、行政の役割として更に重要である。このことから、施設ごとに、その目的、利用状況、見直し経緯などを総合的に判断し、負担割合を決定する。

6 使用料の設定

地域集会施設においては、平成 25 年度から平成 27 年度までで平均は 15.1% であり、利用目的、利用状況、現在の経済状況などから使用料の引き上げは妥当ではないと判断する。また、施設により、負担割合は若干異なっているが、大きな差はないことから、現行の使用料を維持するものとする。

多目的施設、社会体育施設の負担割合については、3 年間の平均が 15.1% であり、地域集会施設同様、使用料の引き上げは妥当ではないと判断する。また、施設により、負担割合は若干異なっているが、大きな差はないことから、現行の使用料を維持するものとする。

ただし、消費税が引き上げになった場合や、施設の改築・新築などにより利用面積や維持経費などが変更になった場合については、その都度検討するものとする。

7 町民と町外者の使用料における格差について

公共施設は自治体同士での有効利用や施設を補完し合うという広域的な観点から町外者も利用されるべきものと考えられる。

したがって、町民及び町外者の使用料については、現行どおり格差を設けないものとする。

ただし、営利を伴う利用については、施設設置の目的により、格差を設ける場合もある。

8 減額・免除制度について

(1) 受益者負担の原則の特例

受益者負担の原則はあるものの、かかる経費の一部のみの負担であることから、減免や免除については、最低限に留めるべきである。具体的には、子どもや障がい者などへの配慮や、地域振興という目的により、真にやむを得ないものに限定するという考え方で使用料を減額又は免除するものとする。

また、公平性の確保という観点からも、基本的に全施設で統一した基準をもつものし、町ホームページなどで、その基準をできるだけわかりやすく周知するものとする。

(2) 減額・免除基準の適用（特に施設名がない場合は全施設）

①国又は地方公共団体において公用又は公共用に使用 免除

②町民の場合

ア 大人団体使用 地域集会施設等におけるコミュニティ活動 免除
半数以上が町内中学生以下使用 5割減額

イ 高校生個人・団体使用 5割減額（ただし、教育目的は免除）

ウ 中学生以下個人・団体使用 免除

エ 障がい者個人・団体使用 免除

③町外者の場合

ア 高校生個人・団体使用 5割減額（ただし、教育目的は免除）

イ 中学生以下個人・団体使用 5割減額（ただし、教育目的は免除）

ウ 障がい者個人・団体使用 免除

*教育目的とは、学校が教育の一環として利用する場合。

9 今後の施設管理等

各公共施設においては、人、物に係るコストの見直しによる管理経費の削減に努める。また、町民ニーズを把握し、公共施設の設置目的に沿った町民サービスの向上に努め、施設の利用促進を図っていく。

芽室町の指定管理に係る「指定管理委託料」と「リスク分担」の考え方

(平成 19 年 10 月 19 日)

1 指定管理委託料の変更について

(1) 年度当初の指定管理委託料の決定

指定期間における各年度の指定管理委託料は、指定管理者となった者から応募提案された当該指定期間全体及び各年度毎の事業経費を基に、双方協議の上、年度における委託料を定めた「年度協定書」を締結して決定する。

委託料は、複数年に亘る指定期間の総額を、債務負担行為で設定するのではなく、当初予定した管理業務範囲の変更や、災害等による不可抗力事態等を想定し、予算の範囲内において年度毎締結する仕組みを採っている。

従って、毎年度締結する「年度協定書」においては、前年度と比較しての委託料の額変更も有り得る。

(2) 年度途中の指定管理委託料の額の変更

年度協定期間内における委託料の額変更については、「年度協定書」の第4条に、「委託料の額を変更すべき特別な事情が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。」と規定している。

変更すべき特別な事情は、個別の事情にもよるが、基本的には年度当初の委託料変更と同様の事態を想定している。

(3) 変更協議が可能な事態

前記(1)及び(2)を可能とする事態は、別紙「指定管理に係るリスク分担表」に、「負担者が芽室町」及び「協議事項」として定めたものとする。

なお、リスク分担表に定める事項で、疑義があるもの及び想定外の事由が生じた場合は、芽室町と指定管理者双方の協議により決定する。

2 指定管理に係るリスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		芽室町	指定管理者
物価変動	人件費物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動、に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
不服申し立て	指定管理者が行った公の施設を利用する管理に関する処分への異議申し立て	○	

種 類	内 容	負 担 者	
		芽室町	指定管 理 者
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	協議事項	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の自治体又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	協議事項	
書類の誤り	仕様書等自治体が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（自治体→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（10万円未満の修繕）		○
	〃（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

1 温水プール

【既存料金体系】

(単位 円)

区分		基本料金	
団体使用料	1 団体 1 回につき	3,910	
	専用使用加算料金 (25mプール 1 時間につき)	1 コース	330
		全コース	2,800
個人使用料	当日券 (1 人 1 回につき)	400	
	共通回数券 (12 枚つづり)	2,000	
	6 か月券	10,000	

※共通回数券 2 枚でプール 1 回利用可能

【新料金体系】

(単位 円)

区分		基本料金 (上限)	
団体使用料	1 団体 1 回につき	3,910	
	専用使用加算料金 (25mプール 1 時間につき)	1 コース	330
		全コース	2,800
個人使用料	当日券 (1 人 1 回につき)	400	
	共通回数券 (<u>6</u> 枚つづり)	<u>2,000</u>	
	<u>1</u> か月券	<u>4,000</u>	

2 つなぐ棟

区分	基本料金
新設につき既存料金体系なし	

【新料金体系】

(単位 円)

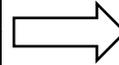
区分		基本料金 (上限)
トレーニング	当日券 (1 人 1 回につき)	240
グループ	回数券 (6 枚つづり)	1,200
個人使用料	1 か月券	2,400
スタジオ		
専用使用料	1 時間につき	1,000

3 総合体育館

【既存料金体系】

(単位 円)

区分		基本料金	
団体使用料	第1競技場	1時間につき	1,570
	第2競技場	〃	480
	トレーニング室	〃	210
	研修室	〃	170
個人使用料	当日券(1人1回につき)		200
	共通回数券(12枚つづり)		2,000
	6か月券		5,000



【新料金体系】

(単位 円)

区分		基本料金	
団体使用料	第1競技場	1時間につき	1,570
	第2競技場	〃	480
	トレーニング室	〃	210
	研修室	〃	170
個人使用料	当日券(1人1回につき)		200
	共通回数券(6枚つづり)		1,000
	1か月券		2,000

4 健康プラザ

【既存料金体系】

(単位 円)

区分		基本料金	
団体使用料	アリーナ	1時間につき	800
	研修室	〃	140
個人使用料	当日券(1人1回につき)		100
	6か月券		2,500

【新料金体系】

(単位 円)

区分		基本料金	
団体使用料	アリーナ	1時間につき	800
	研修室	〃	140
個人使用料	当日券(1人1回につき)		100
	1か月券		1,000

近隣市町プール利用料金比較表

	帯広市スインピア	音更町プール	新得町プール	健康温水プール しかおい【町民】	健康温水プール しかおい【町民以外】	【既存】芽室プール	【新】芽室プール
1回利用							
一般	400	400	300	210	320	400	400
高齢者	200	220	200	210	320	400	400
高校生	200	220	200	無料	210	200	200
中学生	無料	110	100		100	無料	無料
小学生		110	100		100		
幼児		無料	100		100		
回数券							
12枚						2,000	
6枚（一般）	2,000	2,000	1,500	1,050	1,570		2,000
6枚（高齢者）	1,000	1,100	1,000	1,050	1,570		2,000
6枚（高校生）	1,000	1,100	1,000	無料	1,050		1,000
6枚（中学生）					530		無料
6枚（小学生）	無料	550	500		530		
定期券							
通年券				15,720			
6か月券						10,000	
3か月券（大人）			4,500				
3か月券（高齢者）			3,000				
3か月券（高校生）			3,000				
3か月券（小中学生）			1,500				
1か月券（大人）	4,800	4,500		1,570			4,000
1か月券（高齢者）	2,400	2,500					4,000
1か月券（高校生）	2,400	2,500					2,000
1か月券（小中学生）		1,250					無料
専有							
団体1回						3,910	3,910
1コース/1時間（大人）	1,000			210	210	330	330
全コース/1時間（大人）	15,000			2,130	2,130	2,800	2,800
全コース/1時間（高校生）	10,000						
全コース/1時間（小中学生）	5,000						

注釈

- (1) 既存プール回数券
1枚200円×12枚=2,000円
- (2) 新プール回数券
1枚400円×6枚=2,000円

町営水泳プール等整備事業関連について

1 利用料金制度について

(1) 利用料金制度とは

公の施設の使用料について指定管理者の収入とすることができる制度で、指定管理者の経営努力が発揮しやすくなるとともに、地方公共団体の会計事務の効率化が図られる。

利用料金は、条例で定める範囲内で、指定管理者が地方公共団体の承認を受けて定める。

(2) 使用料と利用料金の相違点

	比較項目	使用料	利用料金
1	地方自治法上の根拠	地方自治法第 225 条	地方自治法第 244 条の 2 第 8 項及び第 9 項
2	法的性格	公法上の債権	私法上の債権
3	料金設定	地方公共団体	指定管理者 ただし、 1 条例で上限設定 2 町の承諾が必要
4	料金徴収	地方公共団体 (徴収・収納委託により指定 管理者も可)	指定管理者
5	料金の収納先	地方公共団体	指定管理者
6	インセンティブ	経営努力をしても指定管理者 の収入は増えない。	経営努力により指定管理者 の収入が増える。